

◎新潟県選挙管理委員会告示第20号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、十日町市選挙管理委員会から、次のとおり指定した旨の報告があった。

平成31年3月15日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定年月日
十日町市市民交流センター	十日町市本町二丁目 226番地1	情報ラウンジ	83.00	平成31年3月1日
		和室	38.00	
		ルーム1	42.00	
		ルーム2	46.00	
		ルーム3	32.00	
十日町市市民活動センター	十日町市本町三丁目 6番地4	ギャラリー	88.00	平成31年3月1日
		プレイス1	39.00	
		プレイス2	27.00	